

平 監 第 39 号
令和7年11月12日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 小田桐 正 和

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づきその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の実施日

令和7年10月2日から同月10日まで

2 監査の対象（実施順）

大坊小学校、柏木小学校、松崎小学校、尾上中学校、金田小学校、竹館小学校、平賀東小学校、碓ヶ関中学校、碓ヶ関小学校、猿賀小学校、小和森小学校、平賀西中学校、平賀東中学校

3 監査の範囲

令和6年度における下記の項目について、関係書類の照合、検査、現場確認を行うとともに、説明者からの聴取により監査を実施したものである。

- (1) 財務事務、就学援助費・就学奨励費に関する事務の執行状況
- (2) 給食費（教職員のみ）に係る通帳等の保管状況
- (3) 薬品、備品、施設設備の管理状況

第2 監査の結果

財務事務の執行等については、概ね適正に処理されているものと認められた。

文書收受簿及び文書発送簿については、過去に指摘していた担当者氏名及び決裁印の漏れが今回も散見されたほか、発送日、発送先及び発送方法の記載漏れが散見されており、それらを解消していただきたい。

消防訓練については、消防計画に則り年1回又は年2回実施されており、また、地震訓練及び不審者訓練も実施されているが、一部の学校において、地震訓練及び不審者訓練の実施記録を作成しておらず、実施日が確認できなかったことから、実施記録を作成し、それに基づいて危機管理についての評価を行い、校内で情報共有する等、日頃から災害等に対する備えや防災・減災意識を高める努力をしていただきたい。

薬品については、施錠された保管庫に適正に保管されており、台帳への残量記載も行われていたが、保管庫内及びその周辺の整理整頓と今後使用見込みがない薬品の廃棄処分等、さらなる適切な薬品の管理をお願いする。

新規購入図書については、概ね適正に管理されていたが、一部の学校において、監査対象図書の整理が不備であったため、図書購入一覧もしくは蔵書台帳との照査が出来なかったことから、改善していただきたい。

また、一部に、異なる制度である就学奨励と就学援助の各文書が仕分けされていない学校があったことから、文書の整理をお願いする。

ほとんどの学校においては、監査関係書類が整理されていること及び立ち会い職員の明確な説明を受けたことにより、監査時間の短縮が図られ、詳細審査が可能であったが、一部に、当日提出資料が準備されておらず、また、監査対象物品の整理が不備であったため、詳細審査に至らなかった学校があった。

それらについては、各学校が担当者任せにせず、組織的な対応強化を図る、また、教育委員会事務局と各学校及び各学校同士が連携し、監査対応に関する情報を共有する等、監査時に不備が生じないよう改善をお願いするものである。